

平成30年11月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成30年11月5日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分は法5条6号に定める不開示情報に相当しない」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成28年7月に開催された司法修習生指導担当者協議会に関する、①出席者名簿、②配付資料（開催要領は除く。）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年9月21日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人は、一部不開示にした、「第68期集合修習A班カリキュラムの概要」、「第68期集合修習B班カリキュラムの概要」、「第69期導入

「修習カリキュラムの概要」、「民事裁判教官室からのガイダンス」及び「第69期導入修習カリキュラムの概要」の不開示部分に記載された情報（以下「本件情報」という。）は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号の不開示情報に相当しないと主張している。

しかし、本件情報は、司法修習のカリキュラムの内容や実施方法、課題等に関するものであるところ、これらを開示すると、司法修習生が希望する進路に影響がありそうな部分や、成績評価に影響しそうな部分のみに焦点を絞って学修し、広い範囲での積極的・主体的な学修をしなくなり、修習の目的が達成されず、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

また、本件情報には、事前課題についての情報が含まれるところ、これは、単に回答をするだけではなく、司法修習生が自ら積極的かつ主体的に調査・検討して回答を導き出す過程が重要なものであるが、課題の内容を公にすると、模範解答案が作成されて流布する可能性があり、それによって、司法修習生が安易にこれを利用して、自ら積極的かつ主体的な学修をしなくなるなど、修習の目的が達成できなくなるおそれが生じる。

したがって、本件情報は、法第5条第6号の不開示情報に相当する。

イ なお、苦情申出人は、苦情の事由として、「第67期集合修習A班カリキュラムの概要」、「第67期集合修習B班カリキュラムの概要」及び「第68期導入修習カリキュラムの概要」は、インターネットで公表されている文書であり特に弊害が発生していない旨主張するが、独自の見解を述べるものにすぎない。

ウ よって、原判断は相当である。